

地域密着型の法科大学院とは何か

間部 俊明

1 理想と現実のはざ間に

法科大学院が発足してから2年が経過した。既修認定試験に合格して入った3年生が卒業し、この5月には、新司法試験を受験した。はたしてどのような結果になるのか、受験した卒業生のみならず、送り出した教員側としても気になるところである。合格率いかんによって大学院の評価が決まり、志願者の流れも大きく流動すると予測される。司法試験という「点」による選抜ではなく、プロセスとしての法曹養成を意図して発足した制度であったにもかかわらず、現実には「合格率」という重圧がのしかかってきた。予備校の影が見え隠れし、法科大学院は新司法試験受験資格を得るところだけ、という極論も聞こえ、理想と現実のギャップに焦りを感じていた。が、今回の新司法試験の論文式問題は、刑事実務に関する限りこれまでやってきた授業の持ち方で間違っていないのではないかと感じている。だからこそ、改めて、法科大学院の理念に立った制度設計の具体化に全力で取り組むべきだろう。

2 法科大学院の理念

プロセスとしての法曹養成の必要性が、審議会意見書で指摘されていた。その趣旨は、法学教育、司法試験、実務修習を有機的に連携させた法曹養成ということであるが、プロセスとしての法曹養成の「中核」は法科大学院であるとした意見書の指摘(62頁)を再確認したい。意見書は、法科大学院に、法曹養成のもっとも基礎となることを委ねたのである。実務教育の導入分、例えば要件事実や事実認定にの基礎部分を行い、司法試験では、事例解析能力、論理的思考力、法解釈、適用能力等を見るとき書いた(73頁)。今回の試験から、そうした意図が読み取ることができるか、について刑事法分野での感想は上記の通りだが、全科目について早急に検討すべきだろう。

私がここで指摘したいのは、司法試験合格の先のことである。実務修習の期間が短くなっていくと、これまで、実務修習で修習生に教えていた、あるいは体験させていたことがらのかなりの部分がカットせざるをえなくなっていく。それでよいのかという点である。一人前の法律家を社会に送り出すことは国家的な責

務であり、未熟な法律家を作ることは許されない。だとしたら、従前、修習生になってから教えていたことがらのかなりの部分を前倒して法科大学院で教えたり体験させたりできるような仕組みを作るべきである。「実務との架橋」はどこまでのことをいうのか。たとえば、刑事クリニックやエクスターンシップで学生をどこまで刑事の実務に関与させることができるか。プロセスとしての法曹養成の「中核」は法科大学院であるとする上記指摘を踏まれば、積極説に立つことになるが、現実の法環境を前提とすれば消極説になるだろう。問題は、消極説に立ったままで、法科大学院構想に期待した法曹養成が実現していくかどうか、である。今後、どのような法環境を整備していくかを議論すべきではないか。これまで、こうした点について掘り下げた議論が行われてこなかったような気がする。3月11日のシンポでは、そのことが課題として浮き彫りになったと言えよう。



3 地域密着型法科大学院の意味

本学は、地域密着型法科大学院を建学の理念としている。21世紀のわが国の社会は、地域で働く法律家を求めている。司法試験合格者が増加しても、東京への一極集中が続いている。他方、地方での弁護士不足は、増員によっても解消されていない。実務修習にやってきた修習生に声かけしても、すでに前期修習中に就職が決まっているという。そうした地方弁護士会の不満が報告されている。東京でも多摩支部には弁護士が足りないと言う。

地域密着型ロースクールを目指す本学としては、こうした最近の事情に関心を寄せつつ、地域で働く法律家になろうという志を持った有為の人材を全国から集めてはどうか。そして、そうした法曹に必要な資質を身につけるための実務教育を行うのである。「実務との架橋」の意味は、地域密着型法科大学院とは何か、という問いかけとともに具体化されていくべきだろう。議論を呼びかけたい。

(法務研究科教授・弁護士)